

発言通告表（一般質問）

平成29年9月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1	荻田 丈仁（21）	<p>1. 中核市移行を含む富士市の将来像について</p> <p>平成26年の地方自治法の一部改正により、平成27年度から特例市制度が廃止され、中核市の人口要件がこれまでの30万人以上から20万人以上に引き下げられた。改めて説明すると中核市制度は、指定都市以外の都市について規模や能力が比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政サービスを提供できるようにすることで、地方行政を充実させるために創設された。平成26年5月の地方自治法の一部改正により人口20万人以上を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が30万人以上から20万人以上に引き下げられるとともに、経過措置として、改正法施行時に既に指定されている特例市は人口20万人未満になっていたとしても、平成27年4月1日の法律の施行から5年間であれば、保健所を設置するなどの条件を満たすことにより、中核市の指定を受けることができることとされた。これまでの特例市は、平成32年度までに中核市に移行するか、一般市にとどまるかの選択が求められており、施行時特例市である富士市も該当する。平成29年4月1日現在、全国で48市が中核市に指定されており、さらに移行表明をしている市も多くある。市長公約の1期4年で答えを出すとした中では、今までも議会においても求められてきたこととして富士市の中核市移行についての方向性がある。議会でも任期4年間で方向性を示すことが答弁されているが、本年任期4年目における最後の施政方針においては、中核市移行について何も触れられていなかった。市長は市議会議員時代に、人口要件が下がった際には一番に中核市移行について取り組むように前市長に求めていたので、市長になってからは富士市の将来的な中核市移行について、意義や効果また課題を踏まえ、実現可能性への調査研究はスピード感をもって進めてきたと思われる。ただ、中核市移行については移行表明をしてからも移行までの準備期間を考えれば時間がかかることが予想されているので、市長就任以降、職員や庁内組織でのさまざまな対応についてスピード感を求めていることを考えれば、早期に市長の意向は求められる。</p> <p>6月議会で次期選挙への出馬を表明した中では、任期内での県東部地域の拠点都市になるべく富士市の将来像を示しながら、市長としての中核市移行についての方向性を示すべきときが来ていると考えるので以下の質問をする。</p> <p>(1) 先進事例及び財源や保健所設置等の課題を含めどのような調査研究がされ、それについての検討がどのようにされてきたのか。また、国、県との折衝はなされてきたのか。</p> <p>(2) 市長の目指す富士市の将来像はどのようなものか。1期4年で答えを出すとした市長としての在任期間を考えれば</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1	荻田 丈仁（21）	<p>中核市移行についての方向性を明確に示すときが来ていると思うがいかがか。</p> <p>2. 効果的な子どもの貧困対策について</p> <p>子どもの貧困問題は今、数多くある社会問題の中でも重要である。子どもの貧困とは所得が低い家庭の子どもが、低学力、低学歴となり将来不安定な職業に陥ることで次の世代まで貧困状態が連鎖していく問題でもあり、子どもの貧困がもたらす社会的損失は大きなものであるとされている。現況の子どもの貧困を放置すると年間40兆円が失われる試算も出されており、深刻化する子どもの貧困対策について、国は、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定、同8月には子供の貧困対策に関する大綱を定め、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援といった重点施策に関する取り組みが始まっている。これを受け、静岡県においても平成28年3月に静岡県子どもの貧困対策計画が策定され、富士市においては、平成27年12月に富士市子どもの貧困対策検討委員会が設置され、取り組みが進められていると思われる。</p> <p>6人に1人とされてきた子どもの貧困問題が顕在化してから、子どもの貧困対策が研究されてきた中では、貧困の連鎖の重要な要素として社会的相続（自立する力の伝達行為）があるが、特に早期に家庭を巻き込んでの非認知能力（生きる力）を高める施策が有効であるとされる。その意味では乳幼児期の子どもの保護者の食育として望ましい食習慣や生活習慣を確立させながら、社会性・自制心・意欲や忍耐力といった非認知能力を高めるための取り組みを実施することで、既に実施されている学習能力等のいわゆる認知能力を高めるための施策がより有効となると言われている。</p> <p>このように、子どもの貧困対策は、個々の状況に合わせた柔軟な対応が求められるために、市の取り組みが最も重要であり、改めて、子どもの貧困を社会的損失として捉えれば、富士市の都市活力再生としての視点からも、対症的な対策ではなく、富士市の状況を把握した中で、先進事例を鑑み、効果的な対策について、総合的に検討する必要があると思われるので、以下の質問をする。</p> <p>(1) 富士市の子どもの貧困状況をどのように捉え、子どもの貧困対策検討委員会では、どのようなことが検討されてきたのか。富士市における子どもの貧困対策について検討する上で、実態調査による現状把握と課題の抽出が必要だと考えるが、いかがか。</p> <p>(2) 子どもの貧困対策は、早期に有効な対策を実施することで、高い投資対効果が得られると言われているが、支援を必要とする子どもを早期に把握し、対策を実施しての効果を検証するため、子どもの経済環境・福祉サービスの利用状況等を統一的に把握できるシステムの構築とデータベー</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
1	荻田 丈仁（21）	<p>スの整備が有効であると考えているが、市の現状と今後の方向性は。</p> <p>(3) 貧困家庭に実施されている学習支援や経済的支援の有効性を高めるため、乳幼児期に基本的な食習慣や生活習慣を確立させる取り組みと非認知能力を高める取り組みは効果があり進めるべきと思うがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	一条 義浩（16）	<p>1. 人口流出対策としての就業支援について</p> <p>近年、地方では特に若者の流出が続いており、それはすなわち、労働力人口の減少と消費市場の縮小という形で地域経済にマイナスの影響を与え、地域そのものの衰退が危惧されています。</p> <p>人口流出の最大の理由として就業機会の不足が挙げられます。本市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、「安定した雇用を創出する活力あふれる『しごとづくり』を推進」と示しているとおおり、働く場の確保なくして、若者の還流・定着はなし得ないと考え、以下4点について市当局のお考えを伺います。</p> <p>(1) 本市では、スミドキU-40プラスとして若者世帯を対象とした定住促進を行っています。働く場が確保できず、断念せざるを得ないケースも少なからずあるものと推察されます。そこで、本制度を活用された方々、あるいは活用するに至らず断念された方々と雇用との相関性について、どのようにお考えかお示してください。</p> <p>(2) 若年者の就職に伴う市外・県外への流出の理由として、「富士市には希望する仕事がない」「大都市圏と比べて労働条件面（賃金等）で見劣りする」などが挙げられています。一方では有効求人倍率が、1.40（平成29年7月度 富士公共職業安定所管内）と市内の事業所における人手不足がより深刻化しています。</p> <p>市内には、オンリーワンの技術や特許を持ち、全国各地はもとより海外と取引関係もあるなど、優良企業も多数あります。求人側・求職者双方の情報不足に伴うミスマッチが生じている現況をどのように捉え、いかなる対策をお考えかお示してください。</p> <p>(3) 総務省の平成27年版情報通信白書では、「若者側からみた『雇用不足』と企業側からみた『人手不足』という一見矛盾した現象の背後には、地方における『雇用の質』の問題があると考えられる。すなわち地方では、賃金や安定性、やりがい等の点で良質な雇用が不足しているため、若者が相対的に良質な雇用を求めて東京圏に流出するという事態が生じているものと考えられる。」と説明しています。</p> <p>若者にとって魅力的な就業機会が地方に不足していることが、若者の流出を招いていると結論づけているわけですが、今後の産業振興策にどのように反映可能か、反映していくのかお示してください。</p> <p>(4) 一方で、地理的制約にとらわれないクリエイター（※①）（既に独立、あるいは独立しようとしている方）の移住を促進することで、定住人口の拡大策としてのみならず、本市の主要産業の1つである製造品の高付加価値化や新産業の創造にもつながるものと期待されます。</p> <p>既に職を有している、クリエイターに特化した移住促進</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	一条 義浩（16）	<p>策を創設し、本市の富士山を背景にした絶好の生活環境のもとで創作活動に携わっていただけたらいかがでしょうか。</p> <p>(5) 本旨である人口流出対策、定住促進においてはもとより、企業活動の継続（人財の確保）からも就労支援は最重要かつ喫緊の課題であると考えます。</p> <p>本市ならではの要請に応える「無料職業紹介事業（※②）」の実施について、いかがお考えでしょうか。</p> <p>※①映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、WEB制作、デジタルコンテンツ制作、写真、グラフィック、WEBデザイン、建築・設計、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等の分野において創造的な活動を業として行う方を想定</p> <p>※②2003年6月の職業安定法の一部改正により、地方自治体においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策 ・企業の立地の促進を図るための施策 ・その他の当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務を行うものとして国に届け出をすれば、無料職業紹介事業を実施することができるようになった（職業安定法第33条の4）。 <p>2. 市立中央病院における待ち時間対策について</p> <p>市立中央病院では、中期経営改善計画（平成21年度～平成25年度）評価の中で外来待ち時間の短縮策を捉えて「電子カルテシステムの導入とともに患者動向のデータを利用して外来待ち時間調査を実施し、その分析を行った。なお、待ち時間対策として、外来受付への図書配置や基本スケジュール裏面へのクイズ等を掲載した。」と示しているように、待ち時間の短縮改善に絶え間ない努力を続けていると拝察しますが、下記の表のとおり、思うような成果が出ていない現況にあります。</p> <p>平成26年度に厚生労働省が行った受療行動調査によると、外来患者の項目別の満足度で最も不満が多いのは、病院の診察待ち時間であるとの結果が明らかになっています。市立中央病院においても御多分に漏れず患者さんアンケート等を通じて、同意見が多数寄せられています。</p> <p>医療の質の確保や二次救急医療機関としての使命を全うするためには、数字のみを追った効率化はそぐわないものとは認識していますが、患者サービスの観点から、今後もこの永遠の課題にどのように向き合っていくのかお考えをお示してください。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者																																				
2	一条 義浩（16）	<p data-bbox="499 264 740 293">【診療区別待ち時間】</p> <table border="1" data-bbox="528 297 1235 790"> <thead> <tr> <th></th> <th>予約あり</th> <th>予約なし</th> <th>紹介予約</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予約時間 ～診療開始</th> <th>到着 ～診療開始</th> <th>予約時間 ～診療開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>0:28:35</td> <td>0:58:26</td> <td>0:30:49</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>0:26:26</td> <td>0:59:03</td> <td>0:32:22</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>0:24:55</td> <td>1:00:06</td> <td>0:33:00</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月</td> <td>0:23:43</td> <td>1:06:24</td> <td>0:33:50</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月</td> <td>0:23:32</td> <td>1:01:54</td> <td>0:35:10</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月</td> <td>0:23:20</td> <td>1:03:55</td> <td>0:32:38</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月</td> <td>0:24:46</td> <td>1:04:56</td> <td>0:34:03</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="783 804 1214 833">（市立中央病院事務部提供資料より抜粋）</p>		予約あり	予約なし	紹介予約		予約時間 ～診療開始	到着 ～診療開始	予約時間 ～診療開始	平成26年度	0:28:35	0:58:26	0:30:49	平成27年度	0:26:26	0:59:03	0:32:22	平成28年度	0:24:55	1:00:06	0:33:00	平成29年4月	0:23:43	1:06:24	0:33:50	平成29年5月	0:23:32	1:01:54	0:35:10	平成29年6月	0:23:20	1:03:55	0:32:38	平成29年7月	0:24:46	1:04:56	0:34:03	市長 及び 担当部長
	予約あり	予約なし	紹介予約																																				
	予約時間 ～診療開始	到着 ～診療開始	予約時間 ～診療開始																																				
平成26年度	0:28:35	0:58:26	0:30:49																																				
平成27年度	0:26:26	0:59:03	0:32:22																																				
平成28年度	0:24:55	1:00:06	0:33:00																																				
平成29年4月	0:23:43	1:06:24	0:33:50																																				
平成29年5月	0:23:32	1:01:54	0:35:10																																				
平成29年6月	0:23:20	1:03:55	0:32:38																																				
平成29年7月	0:24:46	1:04:56	0:34:03																																				

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	杉山 諭（12）	<p>1. 富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例の制定から具体的な富士市役所としての取り組みについて</p> <p>本年2月議会で可決され、4月1日より施行された富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例（以下、「ユニバーサル就労推進条例」という。）の制定後、他市町の議会や自治体からも視察の依頼や問い合わせが来ていると伺っている。</p> <p>条例施行後の富士市のユニバーサル就労に関する具体的な取り組みについて以下伺います。</p> <p>(1) ユニバーサル就労推進条例の制定後、関係者からの就労推進に関する具体的な御意見や反響内容などがあれば伺います。</p> <p>(2) 本市の職員の残業時間について、部署ごとにばらつきはあると考えますが、市役所の平均残業時間と上位10位の課と残業時間について伺います。</p> <p>(3) 富士市役所が所管する仕事は多岐にわたっておりますが、作業内容の分析等を実施したことはあるか伺います。</p> <p>(4) 地方公共団体の障害者の法定雇用率は2.3%ですが、富士市役所の障害者雇用率は、現在何パーセントか伺います。</p> <p>(5) 市役所の簡単な作業等を集約して、民間（障害者の就労事業所）に委託することで、ユニバーサル就労推進にもつながり、職員の作業時間の削減にもつながると考えます。市役所から積極的に取り組むお気持ちがあるか伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	藤田 哲哉（8）	<p>1. 市民の皆さんの不安を少しでも取り除くための国民保護計画の周知について</p> <p>平成29年4月21日に消防庁国民保護・防災部防災課より各都道府県防災・国民保護担当部局長宛てに「弾道ミサイル落下時の行動等について」が通達されました。</p> <p>内容は、内閣官房から「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」と題して、「弾道ミサイル落下時の行動について」と「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」が内閣官房の国民保護ポータルサイトに掲載されたことのお知らせと、住民の皆さんから問い合わせが寄せられた場合の対応に活用していただくこと、さらに住民の皆さんの理解が進むよう、各地方公共団体のウェブサイトや広報紙に掲載していただく等、幅広い広報の実施への協力要請で、市町村及び消防本部に対する依頼でした。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市のウェブサイトには、トップページから防災・安全安心のページへ、そこから国民保護計画のページへ移動すると「弾道ミサイル落下時の行動について」のタイトルがあり、通達のとおりウェブサイトへの掲載もあり評価できる点です。しかしながら、市民の皆さんのほとんどは、国民保護計画そのものを知らない方が多く、ましてや国からの通達など知る由もありません。そのような状況から、果たして市民の皆さんの理解が進むような周知の仕方であるのか大変疑問に思われますが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>(2) 今後、広報紙に掲載するとか、ウェブサイトの掲載の仕方を工夫する等の考えはあるのでしょうか。</p> <p>(3) また、自主防災会等各種団体や、学校等を初めとする公共施設、福祉施設等への周知については、いかがお考えでしょうか。</p> <p>2. 誰からも理解される地方公共団体補助金等の透明性の確保について</p> <p>(1) 富士市議会では、平成28年度当初予算案で東部法律会館建設に対する補助金をめぐり、常任委員会で検討されたことは記憶に新しい出来事です。特に地方自治法第232条の2の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という観点での話し合いが重点的に行われましたが、補助金の算定根拠に関しては、「補助金を交付するに当たりまして、市におきましては、このような補助金に対する算定基準がないものですから、他市町の状況や過去の類似の交付実績等を参考にいたしまして、検討を行ってまいりました。」とし、結果、弁護士会の要請どおりの1000万円の補助金が議会承認され、交付されました。</p> <p>隣接する富士宮市では同じく弁護士会から人口割で600万円の要請がありながらも独自に算定根拠を設定、民間建</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	藤田 哲哉（8）	<p>建築物であることから建物の公益部分と弁護士会の占用部分を算定、過去の経緯や周辺市町の状況から100万円を交付決定、さらに同年5月24日には県弁護士会と災害時被災者支援活動に関する協定を締結し、富士宮市版静岡県弁護士会ニュース（災害時Q&A集）を作成し、市ウェブサイトに掲載するとともに地域防災倉庫43カ所に配備。本年9月1日の防災の日には、保存版として全戸配布されました。</p> <p>そこで、以下質問します。</p> <p>富士宮市は独自の算定根拠から要請金額の6分の1の補助金の交付にもかかわらず、県弁護士会と災害協定を締結し市民の福祉の向上に成果をもたらしている。比較すると富士市は10倍近い補助金を交付しているが、ここまでの成果をいまだ見ることができない。この状況をどのように捉えているのか伺います。</p> <p>(2) 労政対策費について、補助金等の見直しは以前から積極的に行っているということで大変評価できる点です。しかし、例えば勤労者福利厚生助成費では、個別の団体における補助金事業について事務事業評価調書を要請しましたところ、助成費全体としての事業評価しか行っていないということで、個別についての事務事業評価調書は存在しないことがわかりました。</p> <p>そこで、予算要求のための補助金概要調書を参考にさせていただきましたところ、3団体に関する概要書の必要性・妥当性、効果及び成果、一時評価のいずれも一字一句全て同じ文言であり、補助金の算定根拠も具体性に欠けるものでした。そのため、補助金申請書や報告書を参考にさせていただきましたところ、事業内容は当然違いますが算定根拠となる各事業の会計もわかりにくい状況にありました。このような状態から補助金の算定をすること自体が大変困難であると思われまます。</p> <p>また、事務事業評価調書も個別事業のものが存在しないので報告書から事業内容のチェックや評価もできない状態です。すなわち担当と関係団体とのやり取りの中での評価となり、極めて個人的なものとなりがちであり、見方を変えると担当の孤立化にもつながります。</p> <p>そこで以下質問いたします。</p> <p>① 事務事業評価調書も約900もの事業が対象で大変な状況下にあるとは思いますが、補助金のように事業の評価と正確な算定根拠が必要なもので複眼的なチェックが必要な事業においては、個別の調書の作成も必要であると思われまますが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>② また、部課ごとに関係団体が存在し、日ごろより団体と接して業務を執行している担当は補助金の見直しを行えば関係団体との協力関係が崩れると考え、見直しに関しては及び腰になってしまう傾向にあります。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
4	藤田 哲哉（8）	<p>そこで、事務事業評価調書や補助金概要調書から見て既得権化してしまった補助金等の見直しが必要と考えられるものに関しては、第三者機関を設置し補助金等の透明化を図るべきと思われませんが、いかがお考えでしょうか。</p>	<p>市長 及び 担当部長</p>